

周南市報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例制定について

周南市報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年2月24日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

周南市報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例

(周南市報酬及び費用弁償支給条例の一部改正)

第1条 周南市報酬及び費用弁償支給条例（平成15年周南市条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

コンプライアンス審査会委員

公務災害補償等認定委員会委員

」

を

「

コンプライアンス審査会委員

」

に、

「

英語指導助手

」

を

「

外国語指導助手

」

に改める。

第2条 周南市報酬及び費用弁償支給条例の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

空き家等審議会委員

」

を

「

空家等審議会委員

」

に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は平成28年4月1日から、第2条の規定は平成28年10月1日から施行する。